

【別紙様式】

足利市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	公的病院等運営費補助金		
総事業費 (千円)	54,400千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	54,400千円
事業概要	<p>①目的 市内にある公的病院等の不採算医療機能部門の運営に要する経費に対して助成することにより、医療体制を強化し、市民の健康増進と福祉の向上を図る。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 不採算医療機能部門の項目のうち「救命救急センター」基準額192,700千円×市民の割合72.5% = 139,707千円 ÷ 100,000千円 - 特別交付税45,600千円 = 54,400千円</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 足利赤十字病院 1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 市内にある法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等のうち、総務大臣が定めるものが開設する病院の不採算医療機能部門の運営に要する経費に対して助成することにより、医療体制を強化し、市民の健康増進と福祉の向上を図ることが必要であるため。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、医療体制が強化され、市民の健康増進と福祉の向上を図ることができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>本市の地域医療の拠点である足利赤十字病院は、地域中核病院として二次救急や三次救急を有し、本市の地域医療の拠点であり、最新医療機器を備え高度先端医療を提供し、救命救急センター、地域周産期医療などを担っている。</p> <p>また、災害拠点病院としても機能しており、一定の医療機能を維持確保することが、医療体制の強化により市民の健康増進と福祉の向上のため、また、新型コロナウイルス感染症の対応するために必要であることから、支援する本事業は、地域医療の事業継続の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		